

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方独立行政法人法施行令の一部改正

一 申請等関係事務の範囲を定めること。（第五条関係）

二 一般地方独立行政法人における退職管理関係の規定の追加に伴う規定の整備を行うこと。（第十六条及び第十七条関係）

三 設立団体の数の変更に伴う措置が定められたことに伴う規定の整備を行うこと。（第二十条及び第二十一条関係）

四 申請等関係事務処理法人に関する特例規定の整備を行うこと。（第三十七条から第三十八条等関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他

次の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

一 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

二 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

- 三 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）
- 四 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）
- 五 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）

第三 附則

- 一 この政令は、平成三十年四月一日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。